

TPP 交渉参加に向けた関係国との協議の結果

(米国)

平成 24 年 2 月 7 日

内閣官房, 総務省, 外務省, 財務省

厚労省, 農水省, 経産省, 国交省

関係省庁担当者を派遣して, 2 月 7 日, 米国と TPP 交渉参加に向けた協議を行ったところ, その結果は以下のとおり(日本側より, 八木外務省経済局長, 佐々木経済産業省通商政策局長, 山下農林水産省大臣官房総括審議官(国際), 矢崎内閣官房郵政改革推進室参事官, 宇野財務省関税局参事官ほか)が出席。米側より, カトラー米国通商代表補, ワイゼル同代表補(TPP 首席交渉官), ラズダ国家安全保障委員会(NSC)貿易・投資部長, クイン同アジア経済部長ほか)が出席。)

1. 我が国国内における検討状況

○日本側より, ホノルルでの APEC 首脳会議以降の我が国における取組に関し, TPP 協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する体制を構築したこと及び右体制の下, 国内広報・情報提供, 国内連絡・調整, 国別協議を行っていくこと等について説明した。

○また, 2010 年 11 月の「包括的経済連携に関する基本方針」が我が国の経済連携に関する基本的な考え方であると前置きした上で, 包括的経済連携への対応について, 同方針に基づき, センシティブ品目について配慮を行いつつ, すべての品目を自由化交渉の対象とし, 交渉を通じて, 高いレベルの経済連携を目指す旨を説明した。

○これに対し、米側より、TPP 交渉に参加すれば、すべての品目を自由化交渉の対象とする用意があるかとの質問があり、日本側より以下のとおり説明した。

仮に TPP 交渉に参加する場合には、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉の対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す。ただし、すべての品目を自由化交渉の対象とした場合に、どのような自由化が求められるのか、しっかりと理解する必要があるため、情報提供願いたい。

○また、米側より、サービス貿易や労働・環境といった TPP の対象となる 21 分野に対応する用意があるのかとの質問があり、日本側より以下のとおり説明した。

TPP 交渉で対象となっている関税以外のすべての分野においても、高いレベルの経済連携を目指し、そのため、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、規制、非関税措置を含む抜本的国内改革を推進する方針であるが、TPP での対応については、どこまでの自由化が、どのような措置で求められるか、貴国を含む参加各国からしっかり情報収集する必要がある。

2. 米国国内における検討状況

○我が国の交渉参加に関する米国国内における検討状況に関し、米側より以下の説明があった。

・先般実施した米国政府による意見募集（パブリック・コメント）や、これまで関係者から提出された意見に関し、米国政府としてそれらの正当

性を評価・分析しているところである。日本の TPP 交渉参加について全体として肯定的な意見が大勢であった。しかし、現在行われている交渉を遅らせないことや TPP の高い水準を満たすことを条件にしている意見も多くある。

・また、日本が重要な市場であること、日本の参加によって TPP は更に重要かつ有意義なものとなること等の指摘があった。更に、日本の参加は知財分野等において、TPP の野心の水準を高めることに役立つとの指摘もあった。

○米側より、パブリック・コメント等に出されている意見の中から、いくつかの分野における意見をハイライトしたいとして、例示的に農業、自動車、保険・急送便、分野横断的事項の 4 分野について紹介があった。

○米側より、パブリック・コメント等にて示された様々な事項に関し、米国政府による精査を行い、米国政府としての懸念を特定した上で、今後日米で協力して効果的な対応を協議していきたい旨の発言があった。これに対し、日本側より、提起された事項にはこれまでも二国間で議論してきたものも多く含まれているが、今後とも議論していきたい旨発言した。

3. 我が国の関係国との協議の状況

○日本側から、TPP 交渉参加に向けた他の関係国との協議の状況に関し、以下の説明を行った。

・1 月にベトナム、ブルネイ、ペルー、チリにおいて、我が国から派遣された関係省庁関係者が、それぞれの政府の TPP 交渉担当者との間で「交渉参加に向けた協議」を行った。また、TPP 交渉に関する情報収集

を行った。

・これら 4 か国との協議は、非常に前向きなものであり、全体として我が国の TPP 交渉参加への支持の表明があった。

・また、日本に交渉参加の条件として求めるものについては、いずれの国もそうしたものはないと述べた。

○また、「包括的で質の高い協定への約束」、「合意済みの部分をそのまま受け入れ、議論を蒸し返さないこと」、「交渉の進展を遅らせないこと」が参加の条件かどうかについて、各国で内容が異なる見方が示されたこと、また、関税撤廃の扱いについて、各国ともすべてを自由化交渉の対象としてテーブルに載せなければいけないとの認識を共有していたことを説明した。

4. TPP 交渉の現状

○日本側から、国内において頻繁に提起される事項に関する質問をリストとして提出するので米側から正確、詳細な情報を得たい旨要請したところ、米側より、以下の発言があった。

・できる限り回答したい。

・公的医療保険制度を廃止し、私的な医療保険制度に移行する必要があるとの情報や、また、いわゆる単純労働者の移動を受け入れる必要があるとの情報も流れているが、米国が他の TPP 交渉参加国にそのようなことを要求していることはない。

○日本側より、TPP 交渉の見通し・スケジュールにつき照会したのに対し、米側より、ホノルルで示された首脳の指示に基づき、年内の交渉妥結を目指して取り組んでおり、これを実現するための詳細なスケジュール

も作成してある，交渉会合の合間にも原産地規則，市場アクセス，労働・環境等の分野について数多くの個別会合を行い，交渉の進展に努めている，6月のAPEC貿易担当大臣会合ではそれまでの進展を確認し，交渉の進展に努力したいと考えている旨応答があった。

○日本側より，センシティブ品目の取扱いについて関税撤廃からの除外があり得るのか質問したのに対し，米側より，TPPは包括的な協定を目指している旨回答があった。

5. 今後の取り進め方

○米側より，米国内の今後のプロセスに関し，パブリック・コメントや，利害関係者，議会との接触を通じて得られたコメントの評価・分析にはまだしばらく時間が必要であるとの説明があった。

○双方は，引き続き協議を行うことで一致し，今月21日及び22日に，ワシントンD.C.において実務者レベルでの協議を行うことを確認した。